【館蔵の文書 解説】

以下は、原則として『史料 京都の歴史』(京都市)に基づいています。

◆館 002 斎藤家文書

斎藤家は鳥丸通蛸薬師上る手洗水町(現中京区)に居住した西陣織商で屋号菱屋。 文久2年から左近衛府猪熊座駕輿丁役をつとめ斎藤兵庫と称した。

文書はすべて冊子(仮綴も含む)で、うち7点は駕輿丁関係。文久2年の駕輿丁役任命時の願書・請書など一件留帳、駕輿丁定書、駕輿丁名前書などで、地下官人の制度の一端がうかがえる。また3点は町関係で、手洗水町が属していた下古京三町組の小組である壱町半組と雁金組の町代役料計算書2点と、おなじく三町組各町年寄の連印(断簡か)1点である。

のこり 21 点は、いわゆる幕末の動乱のなかで、諸方に張られた斬姦状、あるいは 触状などの情報を書きとめたものである。

◆館 004 堀内(福)家文書

堀内家は明治時代には愛宕郡静原村(現左京区)の惣代をつとめた家。文書は当家が村惣代をつとめた関係で静原村の地方税取立帳(明治 17)、同村の「反別地価地租増減取調簿」(明治 18)など明治期の村政に関わるものばかりである。

◆館 017 西京村文書

この文書は葛野郡西京村(現上京区)の菅家に伝来された文書で、西京村と菅家に関係するものとが混在している。これは菅家が少なくとも幕末から明治初年にかけて西京村の庄屋・区長をつとめていたことに依る。明治38年の菅家の下作帳によれば自作・小作地合せて9町9反余の田畑を所有、江戸後期から明治にかけて成長してきた地主層であろう。

内容は多岐にわたり、年代は主として文化・文政期から明治初年のものが主になっている。なかでも史料として重要なものは年貢徴収関係資料であろう。西京村は村高 1600 石余を 17 の領主が分割していたが、たとえば天保 8 年の幕府領分の免割帳をはじめ、竜安寺・曼殊院宮・五条家など 10 領主の皆済目録・免割帳・高掛り取集帳・高反別帳といったものがのこされており、京郊農村における対領主関係、とりわけ年 貢収納法についての重要な史料である。

◆館 025 喜多尾家文書

喜多尾家は東町奉行所同心だった家であり、伝存文書はその職務に関するものである。非人体の者の行倒れや変死人、焼死人等の検分について記された「検死心得」が2点と、各場所における出火の際の要領が記された「出火心得之事」1点がある。これらは職務遂行にあたっての個人的な参考に使われたようである。

◆館 026 風間家文書

風間家は下桂村(現西京区)の庄屋を勤めた家。所蔵文書のうち、桂川渡船関係の

文書 14 通をまとめた巻子 2 巻は渡船の運営と権利関係の史料として良質である。 上巻は(1)板倉伊賀守制札写(元和 2 年 3 月)、(2)渡船増加願書案(寛文 13 年 3 月 24 日)、(3)桂川渡船由緒書上案(享保 4 年 9 月 24 日)、(4)桂川普請手伝申渡案(明 和 6 年 2 月)、(5)渡船の儀御尋につき返答書案(寛政元年 9 月)。下巻は(1)浜支配に つき願書案(天明 2 年 9 月)、(2)割木積下し届書(天明 2 年 12 月)、(3)船株証文案(年 未詳)、(4)船株譲証文(寛政 3 年 12 月)、(5)船頭勤方一札(享和 3 年 2 月)、(6)渡船勤 方一札(文化 2 年 3 月)、(7)同左、(8)船株譲証文(文化 10 年 12 月)、(9)浜支配勤方 一札(文政 4 年 4 月)、以上 14 通である。巻子のほか、桂川畔の石灯籠建設関係文 書(天明 3)などがある。桂川渡船に関して必見の文書である。

◆館 031 古舘三徳氏旧蔵文書

文書は大部分が下鴨神社・同社社家・下鴨村(現左京区)に関係したものである。神社および社家関係には、遷宮の次第や社家の由緒書、あるいは社家間にかわされた書状、神道・有職故実書の写本など多岐にわたるが、この分の解説は他日を期し、ここでは下鴨村関係文書のみ解説を加えることにしたい。

愛宕郡下鴨村関係文書は 188 点、年代は天文 6 年から昭和 17 年にわたる。このうちまとまった数のグループには、年貢割付状と皆済目録あわせて 27 点(明治元~5)、年貢米受取手形 13 点(いずれも天正 13)など、年貢関係文書がある。

このほか注目すべきものを以下に挙げると、松ヶ崎村や高野村、あるいは上賀茂村といった近隣諸村との相論に関する文書がある。なかでも、上賀茂村と上賀茂神社を相手取り下鴨村と小山郷が提訴した水論については、京都町奉行連署の長大な裁許状(天明4)がのこされている。

村法の類では、「鴨東町制法之帳」(貞享 2)、「中村郷法式書」(慶応 3)がある。また、明治になって新しく開かれた用水路に関して「蓼倉郷新井路開設日記」(明治 12~13)、新井路設置願書他写帳(明治 12)がのこされている。ついで宝永 5 年洛中大火による類焼地の絵図は、当時の村内民家の配置を示す史料にほかならない。村政全般にわたっては、明治 20 年ごろ作成された「下鴨村沿革記」に明治初年の概況のみならず江戸期の情況も詳述され、いわば村明細帳に代わる史料として重宝である。

上記以外にとくに重要な文書が、下鴨村六斎念仏関係文書 4 点、すなわち六斎念仏免状(宝暦 11)、「講中制約牒」(天保 10)、「念仏唱名」(慶応 2)、「土根租躍之事・六斎念仏之事」(昭和 11 か)、以上である。「講中制約牒」は下鴨村西町講中の規約で、他の 3 点は東町のもの。下鴨村では西・東両町にそれぞれ念仏講が存在したが、現在は中絶してその名を残すだけで、関係史料がほとんど発見されていなかった。この史料の発見によって六斎念仏の研究に新たな進展がみられることは疑いを得ない。なお 4 点の文書については、森谷尅久「下鴨村六斎念仏の消長」(『藝能史研究』87号)に紹介されている。

◆館 036 吉村(勘)家文書

吉村家は江戸時代を通じて堀内村(現伏見区)の庄屋をつとめた家筋。伝えるところによれば、吉村家の先祖はかつて松平定勝の家臣であったが、のち伏見に定住し、さらに山口駿河守の命により、江戸初期、伏見城跡地の開発に携ったという。同家に所蔵される文書群は膨大で、その内容も堀内村にとどまることなく伏見町や中書島な

どにもおよぶ。伏見奉行関係文書が未発見の現在、この吉村家文書のもつ意義は大きく、近世伏見を解明するうえで必見のものとなることは、疑いをいれない。以下、おおよその内容を紹介しておこう。

(1)土地台帳および年貢関係。先述のような吉村家の立場上、土地台帳類の数は きわめて多い。寛永 2 年「山城国伏見堀内村検地帳写」は、そのなかでももっとも古 い年紀をもつひとつである。「堀内開見立帳」は元禄年間以降のものが存在し、また 「手引帳」「段割帳」と墨書された台帳類も多数にのぼる。伏見特有のものとして「桃 之木改帳 (延享 4)などが目につくが、このほか江戸後期の「堀内村稲木綿雑毛作見 立帳」などが注意されよう。なお年貢目録関係は状形態のものが多数あり、また田地 証文関係も多い。(2)万留帳。中期以後幕末に至るまで残されているが、1冊1冊に は堀内村での訴訟・願書関係、売買等の証文写、奉行所からの写等々、いわば村政 に関わる内容のものが一括して写しとられており、堀内村の具体的な動向を知る格 好の史料となっている。(3)宗旨人別改帳類。元禄以降幕末期まで残されているが、 堀内村のみならず伏見の広範囲の村々のものが残されているため、量的にもきわめ て多い。(4)絵図類。「中書島町割絵図」(元禄 12)、「宇治橋より豊後橋迄川筋絵図」 (元文元)などがあることからも知れるように、堀内村に限らず、伏見町およびその周 辺地域の絵図も多くある。いずれも近世の伏見を解明するうえで貴重なものとなろう。 (5)勘定帳類。勘定帳や入用覚帳も多数残されているが、とくに入用覚帳は、吉村家 に関わる収支計算書である。

以上のほか明治以降の史料も多く、「茶製勘定帳」なども数多くあるが、今後の調査をまたねばならない。

◆館 064 松野公明氏所蔵文書

文書は「諸日記」と題された町代の日記1点で、収載年代は貞享4年1月から6月の期間である。町代は京都町奉行所の下級役人として町政に深く関わった役職で、この諸日記も町代が町代部屋に交代に勤務し、その日の出来事を記録した公用・職務日誌の番日記である。故にその内容は町民間の訴訟、火事など市井に関係あるものが多い。当文書は現在京都府立総合資料館に所蔵されている町代古久保家の「番日記」の一部であったと推察される。

◆館 065 小野郷文書

当文書は小野郷文書と称するものの、小野郷十か村の1つ雲ヶ畑中畑村(現北区)に関する文書である。内容は、承応2年の役山請取状、元文2年の「帯刀改に付口上書」、宝暦3年の「普請料為下願書」、寛政6年の山地売券、文政12年の山譲渡証文である。